

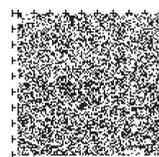
# 練馬区 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

## 計画の理念

- ◎高齢者の尊厳を大切にする
- ◎高齢者の自立と自己決定を尊重する
- ◎高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する

## 計画の目標

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立する

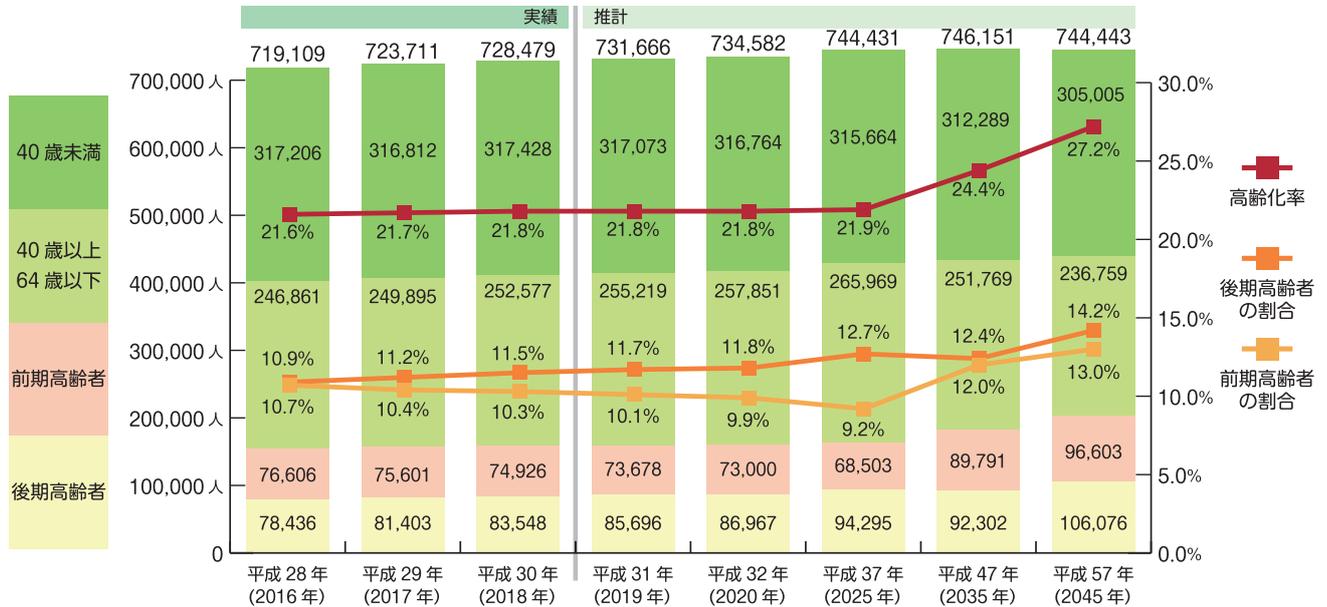


# 計画策定の趣旨

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応し、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、区が取り組むべき施策を明らかにすることを目的に策定しています。

団塊の世代が全て後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）を見据え、地域包括ケアシステムを確立することを目標として、施策の方向性を明示します。

## ◇ 高齢者人口の推移 ◇



出典：練馬区企画課資料（平成 30 年 1 月推計）

※平成 30 年までは各年 1 月 1 日現在の住民基本台帳の実績値、平成 31 年以降は推計値です

## 計画の位置づけ

### ○法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第 117 条の規定に基づき策定する計画です。

### ○「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」との関係

本計画は、これまでの施策の方向性を継続しながら、上位計画である「みどりの風吹くまちビジョン」やアクションプラン等との整合を図り、高齢者保健福祉に関する施策を示すものです。

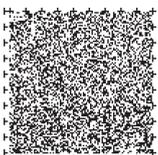
## 練馬区の特徴

1,000 を超える介護事業所があり、施設や在宅の介護サービスが充実しています

様々な団体やボランティアが高齢者を支える活動を展開しています

区民や地域団体、医療機関、介護事業者等との連携・協力を推進することで、

“地域包括ケアシステムの確立”を目指します

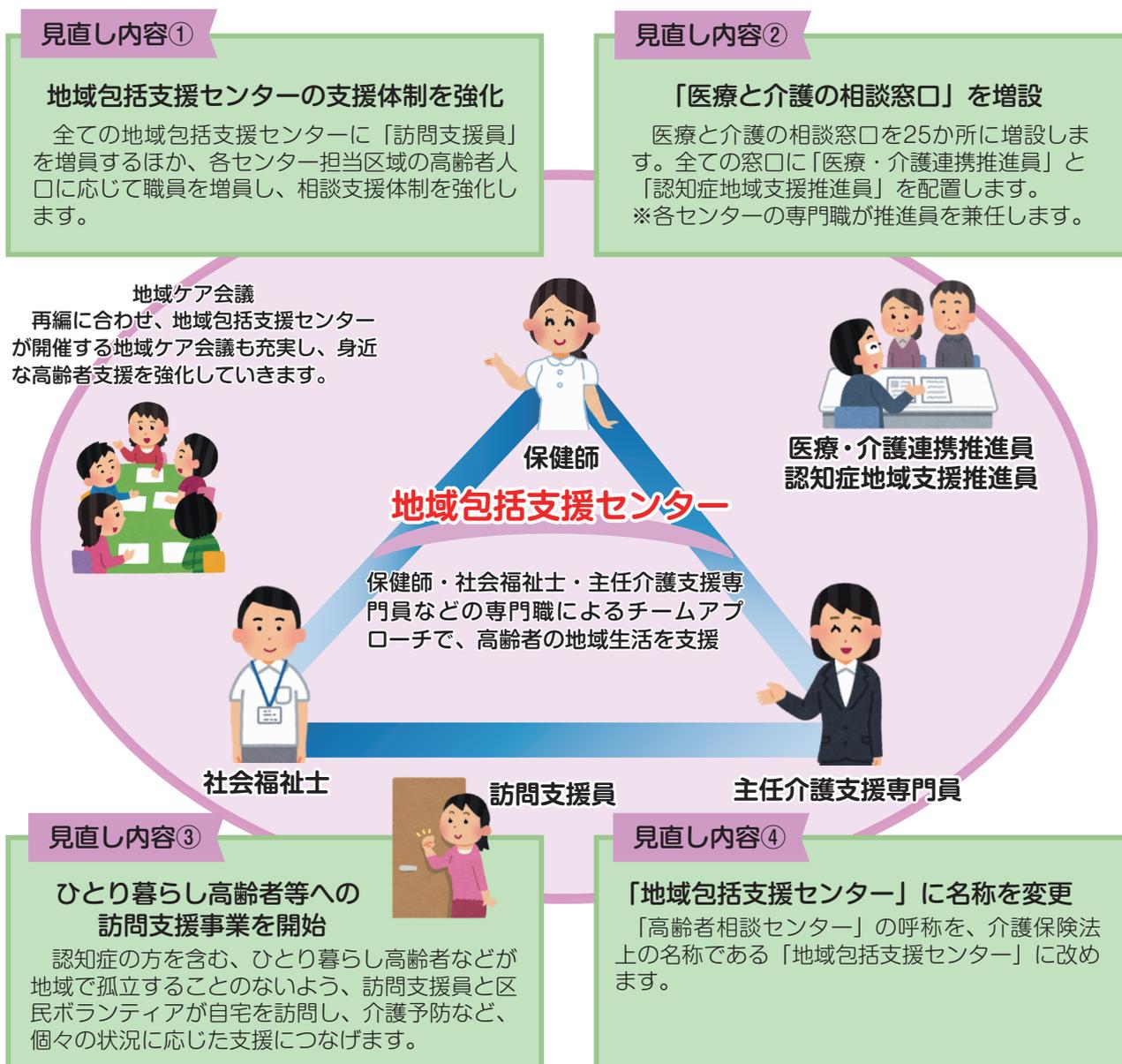


# 地域包括ケアシステムの中核となる 「地域包括支援センター」を再編し、機能を強化します

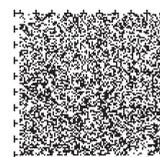
地域包括支援センターは、介護や福祉等の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防支援等を行う、地域包括ケアシステムの中核的な機関です。

平成30年度から、高齢者相談センターの本所・支所体制を見直し、25か所の「地域包括支援センター」に再編、全所を本所化します。再編に合わせ、現在の本所4か所に設置している医療と介護の相談窓口を25か所に増設し、退院支援など医療と介護の連携に関する相談を充実します。

## ◇ 地域包括支援センター運営体制の見直し イメージ図 ◇



※主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）：介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスとの連絡調整、他のケアマネジャーに対する助言・指導を行うケアマネジャーです。地域包括支援センターの必置職種の一つとされています。



# 6つの施策と主な取組事業

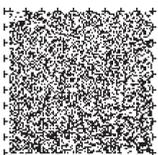
## 施策1

## 自立を支える介護予防と高齢者の社会参加の推進

### 目標

高齢者が健康でいきいきと暮らし続けられるよう、区民との協働により、区内全域に介護予防の取組を広げていきます。また、高齢者の社会参加を推進し、地域での活躍を支援します。

主な取組事業	整備・事業目標
 <p>「街かどケアカフェ」の拡大            ※「街かどケアカフェ」は、地域の高齢者が気軽に集い、お茶を飲みながら介護予防について学んだり、健康について相談できる地域の拠点です。</p>	①出張所跡施設等活用 2か所開設（計5か所） ②地域サロン活用 19か所増（計25か所） ③出張型街かどケアカフェ 充実
 <p>はつらつシニアクラブの充実            ※「はつらつシニアクラブ」は、地域で体力測定会を実施し、専門的な見地から健康へのアドバイスを行うとともに、高齢者と健康づくりに取り組む地域団体とのマッチングを行います。</p>	参加者 年間1,800人／36回 実施会場計18か所 <b>【新規】</b> ウォーキング事業の実施 実施回数8回（4か所）
<b>新</b> 練馬区オリジナルロコモ体操「ねりま ゆる×らく体操」の普及啓発	50団体／年
リハビリ専門職の派遣（地域リハビリテーション活動支援事業）	65団体／年
<b>新</b> 介護予防手帳「はつらつシニアライフ手帳」の発行	発行
元気高齢者介護施設業務補助事業	対象施設拡大
練馬E nカレッジ、高齢者支え合いサポーター育成研修	サポーター数 240人 <b>【新規】</b> スキルアップ研修の実施（年2回）
地域ケア会議の開催	推進会議 2回／年 圏域会議 8回／年 個別会議 300回／年 予防会議 50回／年 センター会議 50回／年
<b>新</b> 自立支援等の取組を発表・表彰する場の開催	開催



本計画では、目標の実現に向け6つの施策を進めます。ここでは、各施策で取り組む主な事業を記載しています。**新**は、新規事業です。

## 施策2 ひとり暮らし高齢者等を支える地域との協働の推進



ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が孤立せず地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを中心とした身近な地域での相談支援体制を強化するとともに、地域全体での見守りや支え合いの体制づくりを推進します。

主な取組事業	整備・事業目標
<b>新</b> 地域包括支援センターの再編	①新体制による運営 ②2か所移転
<b>新</b> ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業	全面実施（地域包括支援センター 25 か所）
<b>新</b> 高齢者在宅生活あんしん事業	1,900 人／年
<b>新</b> コンビニエンスストアとの連携による見守り体制の強化	実施
災害時対応訓練の実施	実施
福祉避難所の指定	41 か所 ※新規指定 1 か所
区独自基準訪問型サービス従事者育成研修	修了者 210 人／年

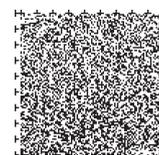


## 施策3 在宅で暮らし続けられる地域に密着したサービスの充実



要介護状態になっても、在宅で安心して暮らし続けることができるよう、地域密着型サービスの整備と利用を促進するとともに、介護・育児・障害などの複合的な課題への対応に向けて相談機関相互の連携を強化します。

主な取組事業	整備・事業目標	整備・事業目標 (平成 37 年度まで)
看護小規模多機能型居宅介護の整備	定員 145 人（5 か所） ※新規整備 116 人分（4 か所）	定員 290 人（10 か所） ※新規整備 261 人分（9 か所）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備	13 か所 ※新規整備 4 か所 （サテライト型事業所）	19 か所 ※新規整備 10 か所 （サテライト型事業所含む）
認知症高齢者グループホームの整備	定員 635 人（37 か所） ※新規整備 72 人分（4 か所）	定員 725 人（42 か所） ※新規整備 162 人分（9 か所）
<b>新</b> 共生型サービス（障害福祉サービスとの連携）の実施	実施	実施



## 施策4

## 医療と介護の連携強化

### 目標

医療と介護のサービスを切れ目なく提供できるよう、相談体制の充実や関係者間の連携強化により、在宅療養ネットワークづくりを推進します。

主な取組事業	整備・事業目標
医療と介護の相談窓口の増設	25 か所（地域包括支援センター） 医療・介護連携推進員 25 名※保健師等と兼任
地域包括支援センターを中心とした在宅療養ネットワークの構築	①在宅療養ネットワーク事業の充実 ②【新規】ICTの導入促進
<b>新</b> 高野台運動場用地における病院の誘致	着工



## 施策5

## 認知症高齢者への支援の充実

### 目標

認知症とともに安心して暮らせるよう、区民や関係機関の協力を得て、認知症高齢者とその家族を支えます。

主な取組事業	整備・事業目標
認知症地域支援推進員の配置	25 名（地域包括支援センター） ※保健師等と兼任
認知症専門相談事業	48 回／年
<b>新</b> 認知症予防推進員の養成	100 人／年

## 施策6

## 自分にあった住まい・施設の選択と介護人材対策の推進

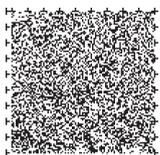
### 目標

介護保険施設等の整備や適切な住まいの確保を進めるとともに、質の高い介護サービスが提供できるよう人材の確保と育成を支援します。



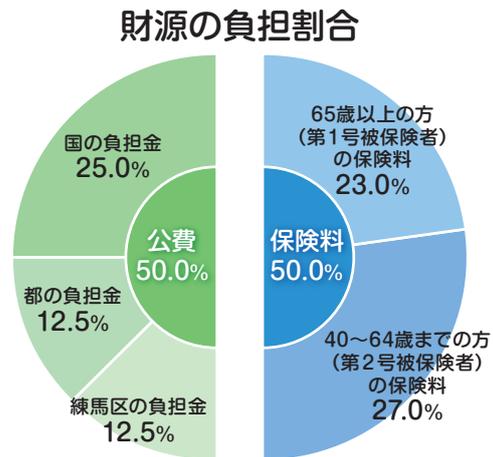
主な取組事業	整備・事業目標	整備・事業目標 (平成 37 年度まで)
特別養護老人ホームの整備	定員 2,368 人 ※新規整備 300 人分	定員 2,868 人 ※新規整備 800 人分
ショートステイの整備	定員 407 人 ※新規整備 30 人分	定員 457 人 ※新規整備 80 人分
都市型軽費老人ホームの整備	定員 270 人 ※新規整備 80 人分	定員 330 人 ※新規整備 140 人分

主な取組事業	整備・事業目標
練馬介護人材育成・研修センターと連携した研修・人材確保・相談支援	利用者 3,410 人／年
外国人介護職員向け支援	①事例紹介セミナーの開催 ②日本語研修のモデル実施等
研修受講料・資格取得費用助成	利用者 290 人／年



# 介護保険は社会全体で高齢者を支える制度です

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう、社会全体で高齢者を支える相互扶助の制度です。介護保険の財源構成は、国・自治体の負担が2分の1、残る2分の1は被保険者（加入者）の保険料でまかなわれています。



## 第7期計画期間における第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料

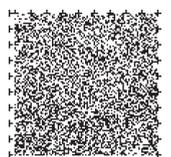
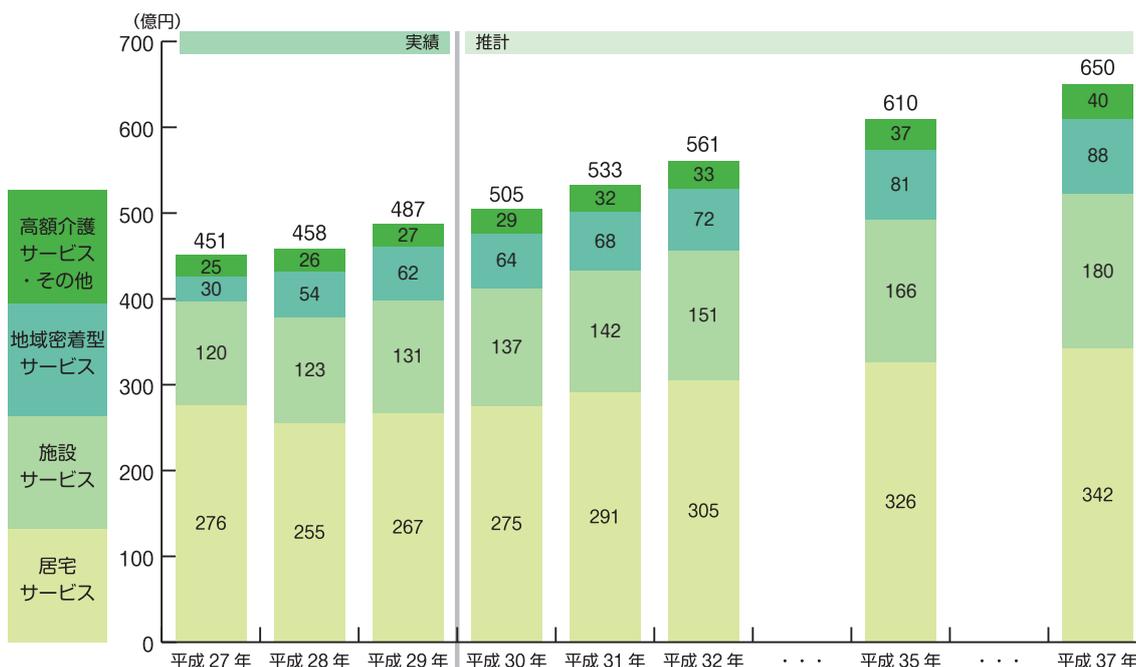
第7期の計画期間では、要介護認定率の高い75歳以上の後期高齢者が増えることに伴い、介護サービスの利用も大幅に増加が見込まれます。介護給付費の見込額は、介護サービスの利用の増加や、施設整備目標数、介護サービスの充実などによる介護サービスの見込量の変化を踏まえて算出します。

介護サービスが必要な方に、適正で十分な給付が継続的に行われていくためには、保険財政を安定的に運営することが不可欠です。第7期の保険料は、以下の基本的な考え方を踏まえ設定しました。

### 第7期保険料設定の基本的な考え方

- 負担能力に応じた保険料額を設定します
- 低所得者対策を継続します
- 基金の活用により、保険料の上昇を抑制します

### ◇ 介護給付費の実績と見込額 ◇



## 第7期計画期間の所得段階区分ごとの介護保険料

段階	対象者	料率	年額(月額)
1	・ 老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税 ・ 生活保護受給者 ・ 世帯全員が特別区民税非課税で本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計（以下「年金収入額等」）が80万円以下	0.40	31,080 (2,590)
2	世帯全員が特別区民税非課税で本人の年金収入額等が80万円を超え120万円以下	0.57	44,280 (3,690)
3	世帯全員が特別区民税非課税で本人の年金収入額等が120万円超	0.67	52,080 (4,340)
4	本人が特別区民税非課税で世帯の中に課税者があり、本人の年金収入額等が80万円以下	0.77	59,880 (4,990)
5	本人が特別区民税非課税で世帯の中に課税者があり、本人の年金収入額等が80万円超	1.00	77,640 (6,470)
6	本人が特別区民税課税で合計所得金額が125万円未満	1.08	83,880 (6,990)
7	// 125万円以上200万円未満	1.24	96,360 (8,030)
8	// 200万円以上300万円未満	1.49	115,800 (9,650)
9	// 300万円以上400万円未満	1.68	130,440 (10,870)
10	// 400万円以上600万円未満	2.00	155,280 (12,940)
11	// 600万円以上800万円未満	2.30	178,680 (14,890)
12	// 800万円以上1,000万円未満	2.60	201,960 (16,830)
13	// 1,000万円以上1,500万円未満	2.90	225,240 (18,770)
14	// 1,500万円以上2,000万円未満	3.20	248,520 (20,710)
15	// 2,000万円以上	3.50	271,800 (22,650)

第7期 平成30～32年度（2018～2020年度）

### 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

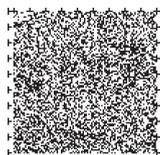
発行 練馬区高齢施策担当部 高齢社会対策課

所在地 〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号

電話 03-5984-4584（直通）

ファクシムル 03-5984-1214

電子メール koureitaisaku02@city.nerima.tokyo.jp



このパンフレットは、より多くの方への情報提供のため音声認識コードを付けています。音声認識コードとは、紙面の角に印刷されているマークです。活字文書読み上げ装置を使って内容を音声で聞くことができます。